

申し合わせ

【熱海伊東地区漁場利用協議会・伊豆東部一本釣協議会】

熱海、伊東地先沖及び初島周辺漁場におけるキンメダイ等釣遊漁

熱海、伊東地先沖及び初島周辺海域でのキンメダイ釣等遊漁について、熱海伊東地区漁場利用協議会と伊豆東部一本釣協議会との間で資源保護並びに操業秩序の維持確立を協議した結果、下記の事項で合意を得られましたので、遊漁を行うものは合意事項を遵守して下さい。ただし、現在は、キンメダイの水揚げが低調していることを受け、資源保護、資源確保の観点から、熱海伊東地区漁場利用協議会並びに、東部一本釣遊漁部会の合意のもと、資源の回復が確認されるまでの間、キンメ専門船、遊漁船共に、操業を自粛※することとなりましたので、ご協力の程、お願いいたします。（資源回復が確認され、下記申し合わせに則った操業を開始できるようになったときは、各協議会を通じ通知いたします。）

令和7年3月

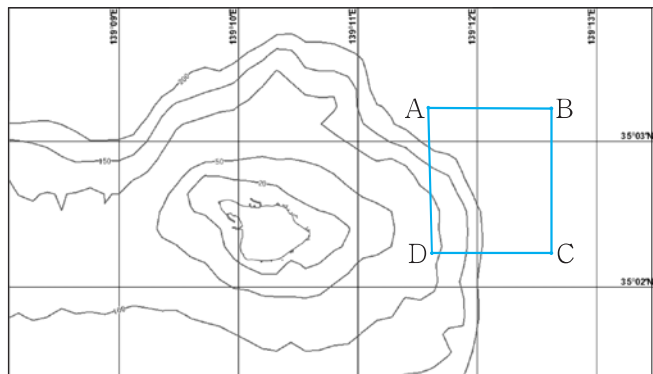
※自粛区域

次のA、B、C、Dの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域において操業しないものとする。

点の位置

（世界測地系の地図に基づく緯度・経度とする。）

- A、35° -03' 23N 139° -11' 63E
- B、35° -03' 23N 139° -12' 63E
- C、35° -02' 23N 139° -12' 63E
- D、35° -02' 23N 139° -11' 63E



1. 毎週金曜日、大晦日12月31日及び正月1日、2日、3日を休漁とする。
ただし、年末の最終金曜日は操業可（最終金曜日が大晦日にあたる場合は前週の金曜日）。
 2. キンメダイの操業期間は12月1日から3月31日までの4ヶ月とする。
 3. 操業開始時間は下記表のとおりとし、11時までには漁場を離れること。
 4. キンメダイの操業期間内の針数は10本以内とする（船長、中乗りも含む）ただし、この海域においてキンメダイの操業期間外における底魚釣については針数3本以内とする。
 5. キンメダイの最大定員は8人とし、道具は1人1本までとする（船長、中乗りも含む）
また、1船宿につき1隻の操業とする。
 6. キンメダイのサンマ餌の使用は禁止とする。
 7. キンメダイについては28cm以下の小型魚は放流する。
 8. キンメダイについては200m以浅は操業禁止とする。
 9. 罰則は違反日から1年間の操業禁止とする。
- ※10分前まで漁場500m以内に入らないこと。

キンメダイ操業時間

期 間	遊漁船開始時間
12月1日～2月末日	午前6時30分
3月1日～3月31日	午前6時00分